

2023年1月6日

お客さま 各位

長野県労働金庫

「令和4年山形県鶴岡市の土砂崩れ」に関する災害救援ローンの取扱い開始について

「令和4年山形県鶴岡市の土砂崩れ」により被害を受けられた皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

当金庫は、このたびの災害によって被災された方々への支援を目的として、下記のとおり、「災害救援ローン」の取扱いを行います。

つきましては、最寄りの営業店・ローンセンターまでご遠慮なくお申し付けください。

記

1. ご利用いただける方

「令和4年山形県鶴岡市の土砂崩れ」にて被害に遭われ、自治体が発行した罹災証明書等のご提出をいただける方（※）で、当金庫および保証機関の定める無担保ローンまたは有担保ローンのご利用基準を満たす方

※罹災証明書等が発行されない場合は、別途ご相談ください。

2. 使いみち

- (1) 災害復旧に要する生活資金等
- (2) 被災住宅の修理または改修等の復旧工事費、災害による住宅の建替費、代替住宅の購入費、等

※ご本人または3親等以内の親族のための資金が対象となります。

3. 取扱期間

2024年3月31日（日）まで

4. 「災害救援ローン」の概要

- (1) 無担保「災害救援ローン」

① 適用金利

固定金利 年1.00% （保証料率 年0.25%込み）

② 保証機関

一社）日本労働者信用基金協会

(2) 有担保「災害救援ローン」

① 適用金利

住宅ローン「選択宣言」の全商品の最優遇金利から年 0.10%引き下げた金利を適用いたします。

保証料率につきましては最寄りの店舗までお問い合わせください。

② 保証機関

一社) 日本労働者信用基金協会

■ 詳しい内容につきましては、最寄りの店舗までお問い合わせください。

以上